

事務連絡
令和4年1月31日

市町村教育委員会教育長
私立学校等設置者
私立学校（園）長
富山大学人間発達科学部附属学校長 殿
教育事務所長
高等教育機関の学長・校長
県立学校長

富山県教育委員会事務局
保健体育課長
県立学校課長
小中学校課長
富山県経営管理部学術振興課長

新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査の重点化に対する受験生への配慮
について

中学生や高校生等については、濃厚接触者に特定された場合で無症状のときは原則自宅待機とされていますが、当該生徒等が受験生であり、当該待機期間に受験日が到来した場合に受験機会が失われることを鑑み、この場合に限りPCR検査が行えるようになりました。

つきましては、その取扱いについて下記のとおりといたしますので、生徒等への周知も含め適切に対応願います。

記

【取扱いの手続き】

- 1 濃厚接触者に特定された受験生で無症状の者（以下「受験生」という。）は、所在市町村を所管する厚生センター（富山市の場合は富山市保健所）に事前に受診したい旨（氏名、住所、連絡先、受験日など）を速やかに連絡する。
- 2 厚生センター等において、受験日の前日までに結果が判明するようPCR検査日を設定のうえ、受験生に対し、検査実施日及び検査実施場所の連絡がなされる。
- 3 受験生（又はその保護者）は、検査実施場所において、受験票又はそれに類するもの（受検票、受付票など）の写しを提示のうえ受診する。
- 4 検査結果については、厚生センター等から受験生又はその保護者に連絡される。